

2024 年度版 **3** 級公式テキスト 【正誤表】

2024 年 7 月 22 日現在

ページ	訂正箇所	本書の記述（誤）	訂正後（正）
P377	ア) 賃金とは 17 行目～18 行目	なお、賃金請求権の消滅時効は <u>2</u> 年、退職手当の消滅時効は5年と定められています（労働基準法 115 条）。	なお、賃金請求権の消滅時効は <u>3</u> 年、退職手当の消滅時効は5年と定められています（労働基準法 115 条）。